

改定後	改定前
<p>しんきんカード個人会員規約 第4条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、<u>国籍、在留資格、在留期間</u>、取引を行う目的、およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出るものとします。</p> <p>（略）</p> <p><u>7. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあります、当該会員は届出に応じるものとします。</u></p>	<p>しんきんカード個人会員規約 第4条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出るものとします。</p> <p>（略）</p>
<p>第6条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面に印字または登録した会員の申込区分に応じたカード（以下家族カードを含む）を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。本会員は、カード発行後も、届出事項（第4条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があり、その場合、当社より新たなカードを発行し、貸与します（ただし、カード券面はデザイン等が変更される場合がある）。</p>	<p>第6条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面上に印字した会員の申込区分に応じたカード（以下家族カードを含む）を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。本会員は、カード発行後も、届出事項（第4条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があり、その場合、当社より新たな会員番号を含むカード情報をカード券面上に印字したカード（カード券面のデザイン変更を含む）を発行し、貸与し</p>

<p>2. カードの所有権は当社に属し、カードおよびカード情報はカード券面に印字または登録された会員本人以外は使用できないものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>ます。</p> <p>2. カードの所有権は当社に属し、カードおよびカード情報はカード券面上に印字された会員本人以外は使用できないものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第7条 (カードの有効期限)</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、<u>カード券面に印字され、あるいは当社所定のウェブサイトおよびアプリケーション上に表示された月の末日まで</u>とします。ただし、当社は、会員番号の変更その他の事情により、カード有効期限の満了前に新たなカードを発行することができるものとし、その場合当該新たなカードに適用のある会員規約が適用されます。従前のカードは、会員が新たなカードを受領したときから利用できなくなるものとします。また、届出住所宛に当社が送付した新たなカードが不着となった場合等、当該届出住所宛に新たなカードを発送しても到着しないと当社が認める場合および当社が定める一定期間カードの利用が認められない場合には、当社が定める期間の経過後に、従前のカードは利用できなくなるものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第7条 (カードの有効期限)</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、<u>カード券面上に印字された月の末日まで</u>とします。ただし、当社は、会員番号の変更その他の事情により、カード有効期限の満了前に新たなカードを発行することができるものとし、その場合当該新たなカードに適用のある会員規約が適用されます。従前のカードは、会員が新たなカードを受領したときから利用できなくなるものとします。また、届出住所宛に当社が送付した新たなカードが不着となった場合等、当該届出住所宛に新たなカードを発送しても到着しないと当社が認める場合および当社が定める一定期間カードの利用が認められない場合には、当社が定める期間の経過後に、従前のカードは利用できなくなるものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第11条 (カードの再発行)</p> <p>当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当社所定の<u>方法で届け出を行い、</u>当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>第11条 (カードの再発行)</p> <p>当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当社所定の<u>届けを提出し</u>当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>

<p>第13条（会員保障制度） （略）</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>（略）</p> <p><u>⑦会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合</u></p> <p><u>⑧前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u></p> <p><u>⑨戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u></p> <p><u>⑩その他本規約に違反する使用に起因する損害</u></p> <p>（略）</p>	<p>第13条（会員保障制度） （略）</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>（略）</p> <p><u>⑦前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u></p> <p><u>⑧戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u></p> <p><u>⑨その他本規約に違反する使用に起因する損害</u></p> <p>（略）</p>
<p>第14条（カード利用の一時停止等） （略）</p> <p><u>10. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</u></p>	<p>第14条（カード利用の一時停止等） （略）</p>
<p>第21条（期限の利益の喪失） （略）</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p> <p>（略）</p>	<p>第21条（期限の利益の喪失） （略）</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由により<u>会員資格を取消された</u>場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p> <p>（略）</p>
<p>第22条（会員資格の取消） （略）</p> <p><u>3. 当社は、会員が本条第1項第7号または第8号の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについ</u></p>	<p>第22条（会員資格の取消） （略）</p>

<p><u>て通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとし</u>ます。</p> <p>4. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカードおよびチケット等当社から貸与された物品を当社に返還するものとし</p> <p>また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとし</p> <p>5. 当社は、会員資格の取消を行なった場合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとし</p> <p>会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとし</p> <p>6. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用したまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとし</p>	<p>3. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカードおよびチケット等当社から貸与された物品を当社に返還するものとし</p> <p>また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとし</p> <p>4. 当社は、会員資格の取消を行なった場合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとし</p> <p>会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとし</p> <p>5. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用したまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとし</p>
<p>第31条（リボルビング払い）</p> <p>1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとし</p> <p>（略）</p> <p>②いつでもリボ：事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日（支払期日が10日または8日の場合には前月15日、以下同じ）時点におけるカードショッピング利用代金が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合には当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超</p>	<p>第31条（リボルビング払い）</p> <p>1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとし</p> <p>（略）</p> <p>②いつでもリボ：事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日（支払期日が10日または8日の場合には前月15日、以下同じ）時点におけるカードショッピング利用が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合には当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超</p>

<p>えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。ただし、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当社が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなることがあります。</p> <p>(略)</p>	<p>た場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。ただし、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当社が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなることがあります。</p> <p>(略)</p>
<p><ご相談窓口></p> <p>(略)</p> <p>株式会社しんきんカード</p> <p><お客様相談室></p> <p>〒170-6013 東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン60 13階 電話番号 03-6758-7767</p> <p><u>※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。</u></p> <p>(略)</p>	<p><ご相談窓口></p> <p>(略)</p> <p>株式会社しんきんカード</p> <p><お客様相談室></p> <p>〒170-6013 東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン60 13階 電話番号 03-6758-7767</p> <p><u>※しんきんカード個人会員規約にご同意いただけない場合には、ご利用前にカードを切断し、その旨をお書き添えのうえ当社までご返却ください。</u></p> <p>(略)</p>
<p>個人情報の取扱いに関する同意条項 第1条（個人情報の収集・保有・利用等） 1. (略)</p> <p>①申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、<u>収入、国籍、在留資格、在留期間</u>に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報、<u>当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴</u></p>	<p>個人情報の取扱いに関する同意条項 第1条（個人情報の収集・保有・利用等） 1. (略)</p> <p>①申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債および収入、在留資格に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報および<u>当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月</u></p>

<p>で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる) <u>ならびに</u>お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報 (以下総称して「属性情報」という) (略)</p>	<p>日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる) <u>および</u>お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報 (以下総称して「属性情報」という) (略)</p>
<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意 私 (会員の名義人 (会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。)) は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。 (略)</p>	<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意 私 (会員の名義人 (会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。)) は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明し<u>会員資格が取り消された</u>場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。 (略)</p>